

八千代町公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八千代町公共交通会議規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、八千代町公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 交通会議に出席した委員の報酬の額は、日額4,500円とする。ただし、学識経験者については、日額5,500円とする。また、国、県、町、その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。なお、その勤務すべき日の勤務時間数が4時間に満たない場合は、当該報酬額の2分の1とし100円未満の端数を生じたときは、端数は切り上げて支給する。

2 規約第6条第6項の規定により委員以外の者に出席を依頼した場合は、前項の規定を準用する。

(費用弁償)

第3条 委員又は委員以外の者が交通会議の職務を行うために八千代町以外の区域に出張した場合に費用弁償として支給する旅費は、八千代町の例による。ただし、国、県、町その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年3月22日から施行する。